

大津市中心市街地活性化協議会プロジェクト会議規程 新旧対照表

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">大津市中心市街地活性化協議会 プロジェクト会議設置規約</p> <p>(設置の目的)</p> <p>第1条 プロジェクト会議は、大津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という）規約に基づき、協議会が協議するための事項及び大津市中心市街地活性化基本計画の基本的な方針に沿った事業等を検討するために設置される。</p> <p>(設置の方法)</p> <p>第2条 プロジェクト会議は、協議会の委員がプロジェクトリーダーとなることにより随時複数設置することができる。</p> <p>(構成及び会議)</p> <p>第3条 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーが、大津市中心市街地活性化に寄与すると判断した事業者、団体又は個人によって構成される。</p> <p>2 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーの招集に応じて随時開催し、必要があるときは、構成員以外の出席を求めることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>大津市中心市街地活性化協議会 プロジェクト会議規程</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この規程は、大津市中心市街地活性化協議会規約第14条第1項の規定に基づき、大津市中心市街地活性化協議会プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p><u>第2条 プロジェクト会議は、大津市中心市街地活性化協議会全体会議（以下「全体会議」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。</u></p> <p><u>(1) 大津市中心市街地の活性化を目的とする調査研究並びに事業の企画及び実施</u></p> <p><u>(2) その他大津市中心市街地の活性化に関する事項</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p><u>第3条 プロジェクト会議は、次に掲げる者をもって組織する。</u></p> <p><u>(1) プロジェクトリーダー（以下「リーダー」という。） 1名</u></p> <p><u>(2) プロジェクトサブリーダー（以下「サブリーダー」という。） 1名</u></p> <p><u>(3) プロジェクト委員</u></p> <p><u>2 リーダーは、全体会議の委員の中から会長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p><u>3 リーダーは、プロジェクト会議を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>4 サブリーダーは、リーダーが指名する者をもって充てる。</u></p> <p><u>5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故等があるときは、その職務を代理する。</u></p>

(役割と責務)

- 第4条 プロジェクト会議は、その協議内容を協議会に報告しなければならない。
- 2 プロジェクト会議は、大津市中心市街地活性化基本計画の達成に向けて、基本的な方針に合致するとともに、具体的に寄与する事業について、その内容及び事業主体や体制、事業化の可能性等について検討し報告する。
  - 3 プロジェクト会議が報告した内容については、プロジェクトリーダーがその責任を持つ。

(解散)

- 第5条 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダー及び協議会の判断により解散することができる。

(事務局)

- 第6条 プロジェクト会議の事務は、協議会の事務局が担当する。

(その他)

- 第7条 この規約に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営について必要な事項は、プロジェクトリーダーが別に定めることができる。

附 則

1. この規約は、平成20年2月8日から施行する。

- 6 プロジェクト委員は、リーダーがその目的の達成に必要であると判断した協議会委員又は、協議会委員以外の事業者、団体もしくは個人をもって組織する。

(会議)

- 第4条 プロジェクト会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

- 2 リーダーは、必要に応じてプロジェクト会議に関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

- 第5条 リーダーは、プロジェクト会議の協議の経過及び結果について全体会議及び運営会議に報告しなければならない。

(解散)

- 第6条 プロジェクト会議は、会長及びリーダーの判断により解散することができる。

(事務局)

- 第7条 プロジェクト会議の事務は、協議会の事務局が担当する。

(その他)

- 第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、リーダーが会長と協議の上、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年5月8日から施行する。